

# 農業委員会総会議事録

## 第3回農業委員会

1. 開会日時 令和6年6月28日（金）午前9時25分
2. 閉会日時 令和6年6月28日（金）午前9時50分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室2

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1番 柴田賢一
- 2番 秋田秀機
- 3番 秋田秀春
- 4番 池山春雄
- 5番 大野和彦
- 6番 坪井宏見
- 7番 大口悦美

欠席者 なし

事務局 3名

- |      |    |       |
|------|----|-------|
| 事務局長 | 江崎 | 建設課長  |
| 事務局  | 富田 | グループ長 |
| 事務局  | 岡島 | 主事    |

## 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
  - (1) 賃借料の決定・公表について
  - (2) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第3条届出受理状況について
  - (2) 農地法第5条届出受理状況について

## 6. 配布資料

- ①資料1 賃借料情報
- ②資料2 農地法第3条許可申請について
- ③資料3 農地法第3条届出受理状況について
- ④資料4 農地法第5条届出受理状況について

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、足元の悪い中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので只今より令和6年度第3回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと賃借料情報の公表に係る農地法の該当条文であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

秋田会長

改めておはようございます。本日は朝から雨が降り続いており、足元の悪い中、全員に参加をしていただき改めてお礼申し上げます。私は、昨日まで豊山町と友好交流都市協定を結んでいる北海道のせたな町へお邪魔していました。せたな町は、豊山村出身者が入植した歴史があります。せたな町の案内をしていただいた方は、30町ほどの面

積の土地を耕作しているとのことで、豊山町の農業経営規模とは、月とスッポンであります。特産品としては、米、麦、大豆、じゃが芋があります。とても良い場所ですので、皆さんもぜひ遊びに行ってみてはいかがでしょうかと思います。

**【出席人数確認】**

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員7名中現在出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

**【議事録署名者指名】**

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

4番 池山春雄委員と5番 大野和彦委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

**【議案】**

秋田会長

本日の議案は2件です。それでは、議案について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第2号 「賃借料の決定・公表について」をご説明申し上げます。

**【賃借料情報 賃借料情報の公表についての説明】**

賃借料情報と書かれている資料をご確認ください。裏面に農地法の該当条文を掲載させていただきました。農業委員会の情報提供について定められております。これは、以前、標準小作料を定めて公表してありましたが、この制度が廃止されまして、平成22年度から設けら

れた制度で実際の賃貸借料等の実態を公表するものです。本町では、昨年全く賃貸借の実績がありませんでしたので、愛知県の平均値を公表することについて同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

秋田会長

賃借料情報の公表についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A 委員

賃借料は、3年間、4年間、5年間借りる場合だと、5年間が一番賃借料の単価が安くなるものだと思うのですが、資料1だと4年間の単価が一番安くなっています。何か理由があるのでしょうか。

事務局

資料1の「3年」「4年」「5年」は、賃借期間ではなく「令和3年」「令和4年」「令和5年」といった賃借料の平均を算出した年度を示しています。誤解を招く表記をしており、申し訳ございません。次回は表記を改めてさせていただきます。

B 委員

賃借料の平均は、高騰か下落かどちらの流れがあるのでしょうか。

事務局

制度が変わってから統計を取っているグラフを見ると、年度により上下はありますが、大きな流れとしては下落しているようです。

C 委員

こちらの賃借料は、あくまで目安ということで良いのでしょうか。

事務局

そうです。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第2号 賃借料の決定・公表について賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。

続いて議案第3号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第3号 「農地法第3条許可申請について」をご説明申し上げます。

【議案第3号 農地法第3条許可申請書について、議案書を朗読】

秋田会長

農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。

ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

A委員

相続人がいない場合は、国有財産になるのではないのでしょうか。どういった申請なのでしょうか。

事務局

譲渡人は、申請地の管理をする人物であり、最終的に残った財産を国庫に帰属させる職務を担っています。譲受人は、亡くなられた方の遠い親戚であり、申請地を耕作する能力と意思があったことから、譲

渡人は家庭裁判所の許可を受けたうえで、農地法3条許可申請により農地を譲渡したいとのことです。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第3号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成と認めます。

以上で議案について終わります。

#### 【報告事項】

秋田会長

それでは、報告事項の農地法第3条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに農地法第3条の届出受理状況について、説明します。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

#### 【資料3 農地法第3条届出受理状況朗読】

次に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

#### 【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条、第5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

質問もありませんので報告事項の届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和6年7月26日（金）午前9時30分開始

場所：役場3階 会議室3

資料：7月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前9時50分終了)

9. 農地転用件数

5月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	12	6,052.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	3	1,282.00
		1	198.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	4,887.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	324.00	青山		届出	8	3,335.00
		1	135.00	豊場				

※ 累計については令和6年1月～令和6年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。